



三次市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき地域振興部定住対策・暮らし支援課・市民部収納課・福祉保健部社会福祉課・三次市教育委員会学校教育課の行政監査及び定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年7月31日

三次市監査委員 升本 美知子  
三次市監査委員 竹原 孝剛



(別紙)

## 監査結果

1 監査の期間 令和元年10月25日～令和2年3月23日

2 監査の対象

地域振興部 定住対策・暮らし支援課

市民部 収納課

福祉保健部 社会福祉課

三次市教育委員会 学校教育課

3 監査の範囲

平成30年度（平成30年4月から平成31年3月末）における財務事務及び業務の執行状況

4 監査の方法

財務事務が適正に執行されているか及び業務が法令に基づいて、効率的、効果的に執行されているかに主眼を置き、現地調査及び抽出による関係書類の検査照合とともに、関係職員から説明を聴取することにより実施した。

また、財務に関する事務等の想定されるリスク等について重点的に監査を実施した。

5 監査結果

事務処理及び事務執行について、関係書類等を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、軽易な指摘・要望事項については、それぞれ監査の過程において触れ、既に処理済みのため省略する。